

一時帰国する海外在留邦人等向けのワクチン接種事業（本邦未承認ワクチンを接種した方へのワクチン接種の開始）

一時帰国する海外在留邦人等向け接種事業において、既に本邦未承認ワクチンを2回接種した方も、希望する場合は、本事業でのワクチン（特段の事情がない限りファイザー製）を2回接種することが認められました。

なお、本邦の承認ワクチンと本邦未承認ワクチンとの交接種（異なるメーカーのワクチンを接種すること）については、日本国として十分な知見を有しておりません。そのため本事業を利用して接種を希望される方は、医師と相談の上、ご判断されるようお願い致します。

詳細については、外務省 HP 内の以下 URL からご確認ください。

URL : <https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

在ニカラグア日本国大使館 領事班

Embajada de Japon en Nicaragua, Seccion Consular

TEL: (505) 2266-8668~8671 FAX: (505) 2266-8566

メール: consuladomp@mofa.go.jp

緊急時: (505) 8853-3130